

# 振動規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別紙第1)

1	金属加工機械
	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。)
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシーン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。)並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。)
6	木材加工機械
	イ ドラムバッカー
	ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
7	印刷機(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)